④　営業経歴書
⑤　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（法人の場合はその３の３、個人の場合はその３の２）
A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
B　法人税（法人の場合）
C　所得税（個人の場合）
⑥　競争参加資格認定通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で80円切手貼付したもの。送付先を記載のこと。）

(ﾛ)　事前確認手続き申請の場合
次の書類を揃えて前記２(3)に掲げる場所に持参又は郵送（郵送記録の残るもの）により提出してください。
①　当機構の指定する「一般競争（指名競争）参加資格申請書（物品製造等）」の１及び２ページ目迄を使用しその全てを記載したもの（前記２(4)記載のＵＲＬよりダウンロードできます。）
②　平成22・23・24年度の全省庁統一資格「資格審査結果通知書（写し）」なお、当機構に事前確認手続き申請に添付する全省庁統一資格の通知書（写し）は最新のものを添付してください。

(6)　外国事業者が申請する場合
(ｲ)　申請書及び財務諸表は、日本語で作成してください。なお、その他の書類について外国語で記載されているものは、必ず日本語の訳文を付記又は添付してください。
(ﾛ)　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載してください。
(ﾊ)　資格審査の申請事務に関し、委任状に基づき日本国内の者に委任することができます。

(7)　申請書提出にあたっての注意事項
①　インターネットによる申請および受付は行いません。
②　審査に必要な書類が全てそろった日を受付日とします。
③　申請書類は、必ず本社（店）名で作成し、支店又は営業所等の単位では作成しないでください（本店が外国に所在する外資系企業を除きます）。
④　当機構の競争契約では、全国を一つの競争参加地域とすることから、地域区分は設けません。したがって申請は本社（店）から行ってください。また申請は同一者につき１度で完了します。複数の営業所等からの申請など同一者による複数回の申請はしないでください。
⑤　申請書類のうち、金額に関する記載事項の基準日は、申請日の直前の営業年度の終了日となります。
⑥　当機構の独自審査は、「全省庁統一資格の運用基準」に準拠しています。申請書類の記載方法や注意事項のうち本公示に記載の無いものについては「全省庁統一資格の運用基準」を準用してください。

3　競争参加者の資格及びその審査
(1)　当機構独自審査申請をする者の資格審査は、別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行います。
(2)　当機構独自審査申請をする者の等級は、上記(1)の合計点により、別記２の区分に基づいて格付します。
(3)　事前確認手続き申請をした者については、申請書類に添付される全省庁統一資格「資格審査結果通知書」と同じ資格の種類と等級で当機構に登録となります。

4　資格審査結果の通知
当機構への申請を当機構独自審査申請により行った者については、当機構による審査の後、等級の通知を行います。等級の通知方法は、当機構が発行する「競争参加資格認定通知書」により申請者に通知（郵送）します。事前確認手続き申請を行った者については、当機構における競争参加資格の有資格者としての登録を行うのみとし、当機構より競争参加資格通知書の発行は行いません。

5　有資格者としない者（競争に参加することができない者）以下に掲げた事項に該当する者は有資格者としません。
(1)　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
(2)　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む）
①　契約の履行に際し、故意に工事、製造若しくは役務の提供を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　競争に際し、不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって連合した者
③　競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは契約者が契約を履行することを妨害した者
④　監督又は検査に際し、職員の職務の執行を妨害した者
⑤　正当な理由がなくて契約手続又は契約を履行しなかった者
⑥　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑦　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）」に基づくところの暴力団、その構成員、準構成員、その関係者及び警察当局から排除要請がある者
⑧　「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」に基づくところの破壊的団体及びその構成員
⑨　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者で手続開始の決定がなされていない者
⑩　当機構に提出した申請書類に虚偽の記載をした者又は虚偽の申告を行った者
⑪　その他、当機構に不正な行為をした者
⑫　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

6　申請内容の変更
本公示に基づいた申請を行い当機構の有資格者となった者は、当機構独自審査申請により競争参加資格を取得した者、事前確認手続き申請を行った者いずれの場合においても、次の事項に変更があった場合又は再審査を希望する場合には、当機構の指定する「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）(以下、当機構変更届という)」に、次に掲げる書類各１部（写し可）を添え、前記２(3)に掲げる場所に速やかに提出してください。
当機構変更届の入手および変更届けに関するその他の詳細な手続きは、インターネットにより当機構のホームページにアクセスし入手できます
（URL：http://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/kyousou.html）。

(1)　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」が変更になった場合
①　当機構の指定する「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」
②　当機構が発行した変更前の競争参加資格認定通知書（写し）
（なお、当機構における初度の申請を事前確認手続き申請により行っていた場合には、変更後の全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写し））
③　登記簿謄本（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）
（いずれも受付日を含め３ヶ月以内に発行されたものに限ります。
なお、当機構における初度の申請を事前確認手続き申請により行っていた場合は不要です。）
④　返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で80円切手貼付したもの。送付先を記載のこと。
なお、当機構における初度の申請を事前確認手続き申請により行っていた場合は不要です。）

(2)　「希望する資格の種類」を追加・削除しようとする場合
①　当機構が指定する「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」
②　当機構が発行した変更前の競争参加資格認定通知書（写し）
（なお、当機構における初度の申請を事前確認手続き申請により行っていた場合には、変更“後”の全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写し））
③　資格の種類のうち「物品の製造」を追加しようとする場合は、直近の財務諸表（写し）
（なお、当機構における初度の申請を事前確認手続き申請により行っていた場合は不要です。）
④　返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で80円切手貼付したもの。送付先を記載のこと。なお、当機構における初度の申請を事前確認手続き申請により行っていた場合は不要です。）